

入札情報漏えい対応マニュアル

第1 目的

浦安市(以下「市」という。)発注の契約に係る入札情報が入札執行前に漏えいした場合の取り扱いを定め、もって市が締結する契約に関し、公正な競争を確保することを目的とする。

第2 適用範囲

市が発注するすべての指名競争入札に適用する。

第3 用語の定義

入札情報漏えいとは、入札指名業者名等が第三者に漏えいしたことをいう。

第4 入札情報漏えいの通知等の情報を受けたときの取扱い

1 入札情報漏えいに関する調査の必要性の判断

契約担当課長は、市発注の契約について入札情報漏えいと判断される通報等を受け付けたときは、当該情報の調査の必要性について、浦安市公正入札調査委員会(以下「委員会という。’)委員長及び契約担当部長、同次長(以下「委員長等という。’)と協議するものとする。

また、委員長等は、情報提供者が特定されているか、具体的な入札情報漏えいの内容が示されているか等の情報の信憑性を点検し、調査の要否について判断するものとする。

2 入札情報漏えいの調査

契約担当課長は、入札情報漏えいについて委員長等が調査の必要があると判断したときは、当該入札指名業者から事情を聴取するものとする。

3 入札執行の是非の判断

(1) 委員会への付議

契約担当課長は、2の調査を終了したときは、入札執行の是非について別紙様式2により委員会へ付議するものとする。

(2) 委員会の審議

委員会は、契約担当課長から(1)により付議されたときは、「談合情報対応マニュアル」に準じて、談合の確たる証拠が認められるかどうかを審議し、入札執行の是非について判断するものとする。

4 入札の執行

契約担当課長は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断したときは、当該入札指名業者から誓約書を徴収し、入札を執行するものとする。

5 入札の中止

契約担当課長は、委員会が入札を執行すべきでないと判断したときは、入札を中止するものとする。

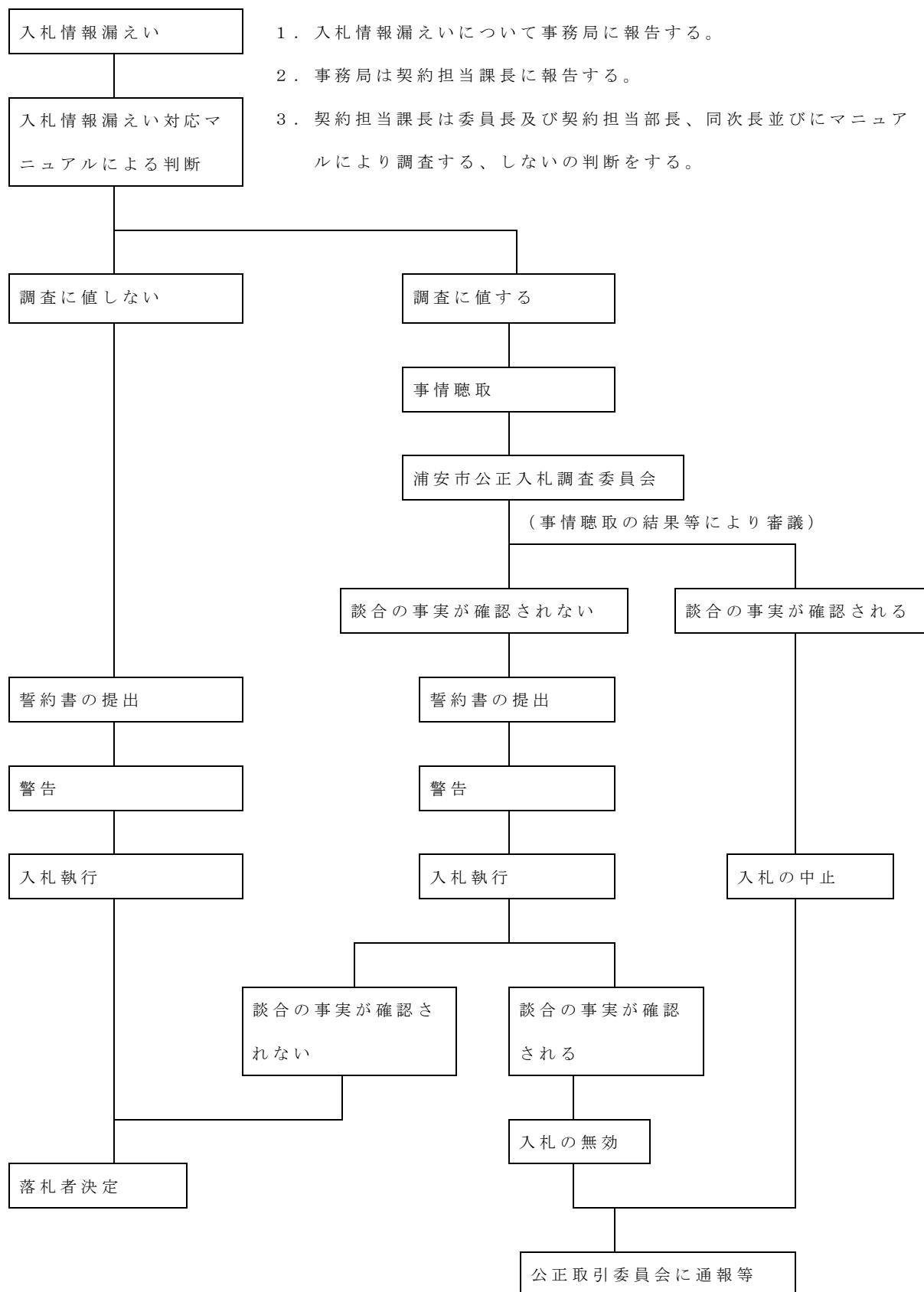
附則

このマニュアルは、平成 21 年 1 月 15 日から施行する。

このマニュアルは、令和 6 年 3 月 22 日から施行する。

入札情報漏えい対応フロー図

(入札執行前)



様式 1

入 札 情 報 漏 え い メ モ

情報を受けた日時	令和 年 月 日 () 時 分	
対 象 案 件 名		
事 業 執 行 課		
入 札 (予 定) 日	令和 年 月 日 () 時 分	
情 報 提 供 者	会 社 名	
	役 職 名	
	氏 名 等	
	連 絡 先	(住所) (電話)
情 報 手 段	・ 電 話 ・ 書 面 ・ 面 接 ・ 報 道	
情 報 内 容		
応 答 者 所 属 ・ 職 ・ 氏 名		

様式 2

入 札 情 報 漏 え い 報 告 書

令和 年 月 日

浦安市公正入札調査委員会委員長 様

財務部契約課長

情報を受けた日時	
対象案件名	
事業執行課	
入札（予定）日	
情報提供者	①報道機関名 ②その他（会社名等） ③役職名 ④氏名等 ⑤連絡先（住所等） (電話番号)
情報手段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情報内容	
応答者所属・職・氏名	

- * 1. 情報が書面の場合は、写しを添付すること。
- 2. その他参考となる資料があれば添付すること。

様式 3

事 情 聴 取 書

対 象 案 件 名

業 者 名

事情聴取を受けた者

事情聴取者・職・氏名

日 時

場 所

質問	聴取内容
1 入札情報が漏えいしたとの通報がありますが、心当たりはありますか？	
2 本案件について、他社の人と何らかの打ち合わせ、又は話し合いをしたことがありますか？	
3 あったとすれば、どのような内容の打ち合わせ、又は話し合いでしたか？	
4 その他必要事項	

様式 4

誓 約 書

件 名 _____

上記件名の競争入札に関する事情聴取につきましては、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えないことを誓約するとともに、当該件名に関する談合等の事実が明らかになった場合には、措置について異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

令和 年 月 日

住 所	社 印
商号又は名称	
代表者氏名	
	印

浦 安 市 長 様

様式 5

浦契第 号
令和 年 月 日

公正取引委員会事務局

様

浦安市長

談合情報に関連する資料の送付について

本市が発注する の入札に係る談合情報に関連する資料を別添のとおり送付いたします。

(事項)

1. 談合情報報告書 (写)
2. 事情聴取書 (写)
3. 誓約書 (写)
4. 入札経過書 (写)
5. 入札に関する連絡 (無効・延期・取消し)
6. その他 (契約解除等)

誓 約 書

件 名 _____

上記件名の競争入札に関し、入札注意事項の(1)に抵触する行為は、行っていないことを誓約するとともに、今後とも入札注意事項を遵守することを誓約し、当該件名に関する談合等の事実が明らかになった場合には、契約を解除されても異議を申し立てません。

なお、この誓約書の写しが、公正取引委員会に送付されても異議はありません。

令和 年 月 日

住 所	社 印
商号又は名称	
代表者氏名	
	印

浦 安 市 長 様

入札執行に係る警告事項参考例

- 1 本件入札について談合があったとの通報がありましたが、誓約書に定める内容を遵守し、厳正に入札すること。
- 2 入札執行後談合の事実が明らかと認められた場合には、浦安市契約事務規則第11条及び同14条の規定により入札を無効とする。(旨の警告をする。)

浦安市契約事務規則

(入札の無効)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する一般競争入札の入札書は、無効とする。

- (1) 参加資格のない者のした入札書
- (2) 同一人がした 2 以上の入札書
- (3) 入札者が協定してした入札書
- (4) 金額その他記載事項が明らかでない入札書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反して入札した入札書

(落札の取消し)

第 14 条 予算執行者は、次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が正当な理由がなく指定の期間内に契約の締結をしないとき。
 - (2) 落札者が不正の入札をしたとき、又はさせたと認められるとき。
 - (3) 落札後 第 11 条 各号のいずれかに該当する入札であったことが判明したとき。
- 2 前項の規定により落札の取消しをしたときは、その旨を落札者に通知しなければならない。